

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 海上移動業務の無線局の落成後の検査等に関する次の記述のうち、電波法（第10条、第11条及び第12条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（注1）及び員数（無線従事者の資格を有しない者であって、主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行うものを含む。）並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。

注1 電波法第39条（無線設備の操作）第3項に規定する主任無線従事者の要件、電波法第48条の2（船舶局無線従事者証明）第1項の船舶局無線従事者証明及び同法第50条（遭難通信責任者の配置等）第1項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。以下3及び4において同じ。

2 総務大臣は、電波法第8条の予備免許を与える際に指定した工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の免許を拒否しなければならない。

3 電波法第10条（落成後の検査）の検査は、この検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について登録検査等事業者（注2）又は登録外国点検事業者（注3）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて電波法第10条の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

注2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

3 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

4 総務大臣は、電波法第10条（落成後の検査）の規定による検査を行った結果、その無線設備が電波法第6条（免許の申請）第1項の工事設計に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数が電波法第39条（無線設備の操作）、第40条（無線従事者の資格）及び第50条（遭難通信責任者の配置等）の規定に、その時計及び書類が電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

A－2 次の記述は、総務大臣の行う電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 総務大臣は、 A の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。

② 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、 B の程度を評価するものとする。

③ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき、及び②の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

④ 総務大臣は、②の評価の結果に基づき、 A を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該 A の作成又は変更が C に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

A	B	C
1 無線設備の技術基準	電波の有効利用	無線局の運用全体
2 周波数割当計画	電波の能率的な利用の確保	無線局の運用全体
3 周波数割当計画	電波の有効利用	免許人又は登録人
4 無線設備の技術基準	電波の能率的な利用の確保	免許人又は登録人

A－3 次の記述は、海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局の A （以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって③の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注2）を行ってはならない。ただし、 B 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。
2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

② C の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
③ 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

A	B	C
1 無線設備の操作の監督を行う者	船舶の運航計画の変更のため	無線電信
2 無線設備の操作を行う者	船舶が航行中であるため	無線電信
3 無線設備の操作の監督を行う者	船舶が航行中であるため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信
4 無線設備の操作を行う者	船舶の運航計画の変更のため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信

A－4 入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合
- 2 総務大臣若しくは総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 3 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を中短波帯又は短波帯の周波数の電波により行う場合
- 4 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合

A－5 次の記述は、無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

次の表の左欄に掲げる無線局で総務省令で定めるものは、同表の1の項及び2の項に掲げる無線局にあつては A 、同表の3の項に掲げる無線局にあつては B 、同表の4の項に掲げる無線局にあつてはその運用義務時間中、その無線局に係る同表の右欄に掲げる周波数で聴守をしなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

無線局	周波数
1 C を施設している船舶局及び海岸局	総務省令で定める周波数
2 船舶地球局及び海岸地球局	総務省令で定める周波数
3 船舶局	D 、156.8MHz及び総務省令で定める周波数
4 海岸局	総務省令で定める周波数

A	B	C	D
1 常時	総務省令で定める時間中	デジタル選択呼出装置	156.65MHz
2 その運用義務時間中	総務省令で定める時間中	狭帯域直接印刷電信装置	156.65MHz
3 常時	船舶の責任者が定める時間中	デジタル選択呼出装置	156.525MHz
4 その運用義務時間中	船舶の責任者が定める時間中	デジタル選択呼出装置	2,182kHz
5 常時	総務省令で定める時間中	狭帯域直接印刷電信装置	2,182kHz

A－6 次の記述は、安全通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して A を行うものとする。
- ② A は、電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項第1号に定める方法により行うものとする。
- ③ ①の規定により A を行った無線局は、これに引き続いて、次の(1)又は(2)に掲げる安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。
- (1) 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあっては、「 B 」
- (2) 無線電話による場合にあっては、「 C 」又は「警報」の3回の反復
- ④ 狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、③の(1)の安全信号の次に D を前置しなければならない。

A	B	C	D
1 安全通報の告知	PAN PAN	パン パン	通報の種類
2 安全通報の告知	SECURITE	セキュリテ	自局の識別表示
3 安全呼出	SECURITE	パン パン	通報の種類
4 安全呼出	PAN PAN	パン パン	自局の識別表示
5 安全呼出	PAN PAN	セキュリテ	通報の種類

A－7 次の記述は、誤って遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を A へ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、 B 誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(7)までに掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。
- (1) 各局 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回
- (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回
- (5) 海上移動業務識別 1回
- (6) 遭難警報取消し 1回
- (7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回
- ③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 適当な海岸局	無線電話により	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
2 海上保安庁	無線電話により	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
3 海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
4 適当な海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復

A－8 電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の 記 号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	G 1 B	角度変調であって、位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって、自動受信を目的とするもの
2	F 2 B	角度変調であって、周波数変調	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	電信であって、自動受信を目的とするもの
3	J 3 E	振幅変調であって、抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	P 0 N	パルス変調であって、無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

A－9 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条及び第80条）及び無線局運用規則（第81条の7及び第81条の8）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 2 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 船舶局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数の電波を使用してデジタル選択呼出装置により、電波法施行規則別図第1号3（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。
- 5 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。

A－10 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信は、できる限り速い送信速度で行わなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A－11 義務船舶局等の時計の時刻の照合、電源用電池の充電及び無線設備の機能の維持に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第3条、第5条、第6条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。
- 2 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の補助電源用蓄電池並びに義務船舶局の双方向無線電話及び船上通信設備の電源用蓄電池は、毎日十分に充電しておかなければならない。
- 3 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- 4 義務船舶局に備え付けておかなければならない時計は、その時刻を毎日1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

A－12 次に掲げる記述のうち、船舶局又は船舶地球局の無線業務日誌に関するものに適合するものはどれか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局又は船舶地球局は、検査の結果について、総務大臣から指示を受け相当な措置をしたときは、その事実及び措置の概要を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 3 国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局の無線業務日誌には、通信のたびごとに次の(1)から(4)までに掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 通信の開始及び終了の時刻 (2) 相手局の識別信号 (3) 使用電波の型式及び周波数
(4) 相手局から通知を受けた事項の概要
- 4 使用を終わった無線業務日誌は、次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）まで保存しなければならない。

A－13 次の記述は、義務船舶局等（注1）の定期検査について述べたものである。電波法（第73条）及び電波法施行規則（第41条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を義務船舶局等に派遣し、その無線設備等（注2）を検査させる。
注2 無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。③において同じ。
- ② ①の検査は、当該義務船舶局等についてその検査を①の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該義務船舶局等のある船舶が当該時期に A の場合においては、①の規定にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができる。
- ③ ①の検査は、当該義務船舶局等の免許人から、①の規定により総務大臣が通知した期日の B までに、当該義務船舶局等の無線設備等について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該義務船舶局等の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数が電波法第39条、第40条及び第50条の規定に、その時計及び書類が電波法第60条の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、省略することができる。
- ④ ①の総務省令で定める時期は、次の(1)及び(2)に定める期間を経過した日の C を超えない時期とする。ただし、免許人の申出により、その時期以外の時期に定期検査を行うことが適当であると認めて、総務大臣又は総合通信局長が定期検査を行う時期を別に定めたときは、この限りでない。
(1) 義務船舶局であって旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの D
(2) 電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項の船舶地球局であって、旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの D

	A	B	C	D
1	外国地間を航行中	1月前	前後3月	1年
2	修繕中又は係船中	1月前	前後1月	3年
3	外国地間を航行中	3月前	前後3月	3年
4	修繕中又は係船中	3月前	前後1月	1年

A－14 GMDSS（注）における海岸局、船舶局等の聴守に関する次の記述のうち、無線通信規則（第31条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

注 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度

- 1 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸局は、海岸局及び特別業務の局の局名録において公表された情報に示す周波数で、及びこれに示す時間中自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。
- 2 GMDSSにおいて聴守の責任を負う海岸地球局は、宇宙局が中継する遭難警報のために無休の自動の聴守を行わなければならない。
- 3 船舶局は、海上にある間、その設備を有する場合には、その船舶局が運用している周波数帯の適切な遭難及び安全のための呼出周波数で自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。また、船舶局は、その設備を有する場合には、船舶向けの気象警報、航行警報その他の緊急な情報の送信を自動受信するため適切な周波数で聴守を維持しなければならない。
- 4 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶局は、海上にある間常時、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）及び156.65MHzで聴守を維持しなければならない。
- 5 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶地球局は、海上にある間、通信チャンネルで通信している場合を除いて、聴守を維持しなければならない。

A－15 次の記述は、SOLAS条約（改正含む。）（注）第4章（無線通信）が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。同条約附属書第4章第4規則（機能要件）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

注 海上人命安全条約

船舶は、海上にある間、次の(1)から(7)までに掲げる能力を有するものとする。

- (1) 第4章第8規則（無線設備（A1海域））1.1及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.4.4.3に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも二の A 設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信すること。
- (2) B を受信すること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信し及び受信すること。
- (4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信し及び受信すること並びに現場の通信を送信し及び受信すること。
- (5) C 信号を送信し並びに第5章（航行の安全）第19規則（航海装置及び航海機器の搭載要件）2.3.2の規定に従ってその信号を受信すること。
- (6) D を送信し及び受信すること。
- (7) 第4章第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること並びに船舶間通信を送信し及び受信すること。

A	B	C	D
1 互換性を有する	陸上から船舶への遭難警報	救助を求めるための	気象情報
2 分離し、かつ独立した	デジタル選択呼出装置による遭難警報	救助を求めるための	海上安全情報
3 分離し、かつ独立した	陸上から船舶への遭難警報	位置の探知のための	海上安全情報
4 分離し、かつ独立した	デジタル選択呼出装置による遭難警報	救助を求めるための	気象情報
5 互換性を有する	デジタル選択呼出装置による遭難警報	位置の探知のための	海上安全情報

B－1 海上移動業務の無線局の主任無線従事者の職務に関する次に掲げる記述のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、主任無線従事者の職務に適合するものを1、主任無線従事者の職務に適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- イ 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- ウ 無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときに総務大臣の許可を受けること。
- エ 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- オ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに総務省令で定める手続により総務大臣に報告すること。

B－2 次の記述は、義務船舶局の無線設備について述べたものである。無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、 を使用するものの空中線は、 に設置されたものでなければならない。
- ② ①の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局の備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、 を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ④ 義務船舶局に備えなければならない 及び無線設備規則第45条の3の5に規定する無線設備は、 できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
- ⑤ ②から④までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

- | | | |
|----------------------|-----------------------------------|---------------------|
| 1 J3E電波2,182kHz | 2 F3E電波156.8MHz | 3 船舶のできる限り上部 |
| 4 航海船橋の近く | 5 遭難通信 | 6 遭難通信及び航行の安全に関する通信 |
| 7 衛星非常用位置指示無線標識 | 8 衛星非常用位置指示無線標識及び捜索救助用レーダートランスポンダ | |
| 9 主たる通信操作を行う場所から遠隔制御 | 10 通常操船する場所から遠隔制御 | |

B－3 次の記述は、海上移動業務における無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に 電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「」の連続及び自局の呼出名称の送信は、 を超えてはならない。
 - (1) 3回
 - (2) こちらは 1回
 - (3) 自局の呼出名称 3回
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 を確かめなければならない。

- | | | |
|------------------|------------------------|-----------|
| 1 自局の発射しようとする | 2 遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する | 3 試験電波発射中 |
| 4 本日は晴天なり | 5 10秒間 | 6 30秒間 |
| 7 各局 | 8 ただいま試験中 | |
| 9 他の通信に混信を与えないこと | 10 他の無線局から停止の要求がないかどうか | |

B－4 遭難警報等を受信した船舶局の執るべき措置に関する次に掲げる記述のうち、無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- イ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- ウ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継を行うとともに、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- エ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信し、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対していずれの海岸局の応答も認められないときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継を行うとともに、当該遭難警報に対する応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。
- オ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。

B－5 GMDSS（注1）の下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件等に関する次に掲げる記述のうち、STCW条約（改正含む。）（注2）の附属書第4章の第4－2規則（GMDSSの下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件）及びコードA部（STCW条約の附属書の規定に関する強制基準）の第4章（無線通信士に関する基準）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

注1 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度

2 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

- ア GMDSSに参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、無線通信規則に基づき主管庁が発給し、又は承認したGMDSSに係る適当な証明書を受有しなければならない。
- イ SOLAS条約（改正含む。）（注3）により無線設備を備えることが要求される船舶において業務を行うため、STCW条約の附属書第4章第4－2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の要件を満たさなければならない。
- (1) 18歳以上であること
- (2) 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、STCWコードA部第4－2節に規定する能力の基準を満たすこと。

注3 海上人命安全条約

- ウ GMDSSに参加することを要求される船舶において遭難通信、緊急通信及び安全通信の任務を担当し、又は遂行する者に最小限要求される知識、理解及び技能は、承認された海上履歴に基づくものでなければならない。
- エ 無線通信規則に定める各証明書を取得するために要求される知識は、STCWコードA部第4－2節に基づくものでなければならない。
- オ GMDSSの下での無線通信士の資格証明のために最小限要求される知識、理解及び技能は、無線通信士が自己の無線通信の任務を行うのに十分なものでなければならない。